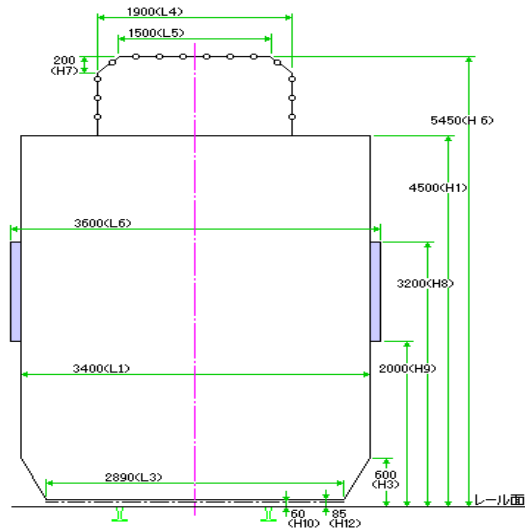


改 正 案	現 行																																										
<p>Ⅷ-1 第64条（車両限界）関係</p> <p>1 鉄道事業者は車両限界を定め、車両は車両限界を超えないこと。また、直線における車両限界の標準を第3図、第4図に示す。ただし特殊鉄道においては、その用途に応じた形状が一義的に定められるよう必要な寸法を明確にすること。</p> <p>第3図 車両限界（普通鉄道（新幹線を除く。））（第64条関係）</p>	<p>Ⅷ-1 第64条（車両限界）関係</p> <p>1 鉄道事業者は車両限界を定め、車両は車両限界を超えないこと。また、直線における車両限界の標準を第3図、第4図に示す。ただし特殊鉄道においては、その用途に応じた形状が一義的に定められるよう必要な寸法を明確にすること。</p> <p>第3図 車両限界（普通鉄道（新幹線を除く。））（第64条関係）</p>																																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">限界項目</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—————</td> <td>基礎限界</td> <td>H1 H2 H3 H12 L1 L2 L3 R1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">- · - · - · - · -</td> <td>折畳んだ場合の集電装置に対する限界</td> <td>H4 H5 L4 L5 R2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>集電装置が作用した場合の屋根上装置に対する限界</td> <td>H7 L4 L5 R3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬</td> <td>標識、標示灯、車側灯に対する限界</td> <td>H8 H9 L6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">- · - · - · - · -</td> <td>ばねの作用により上下動しない部分に対する限界</td> <td>H10 L7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">·····</td> <td>砂まき管、排障器、ブレーキシューその他のものであってリムの幅を超えない部分に対する限界</td> <td>H11 L8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※寸法の単位はミリメートル</p>		限界項目		—————	基礎限界	H1 H2 H3 H12 L1 L2 L3 R1	- · - · - · - · -	折畳んだ場合の集電装置に対する限界	H4 H5 L4 L5 R2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	集電装置が作用した場合の屋根上装置に対する限界	H7 L4 L5 R3	▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬	標識、標示灯、車側灯に対する限界	H8 H9 L6	- · - · - · - · -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L7	·····	砂まき管、排障器、ブレーキシューその他のものであってリムの幅を超えない部分に対する限界	H11 L8	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 60%;">限界項目</th> <th style="width: 30%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">—————</td> <td>基礎限界</td> <td>H1 H2 H3 H12 L1 L2 L3 R1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">- · - · - · - · -</td> <td>折畳んだ場合の集電装置に対する限界</td> <td>H4 H5 L4 L5 R2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</td> <td>作用した場合の集電装置における屋根上装置に対する限界</td> <td>H7 L4 L5 R3</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬</td> <td>標識、標示灯、車側灯に対する限界</td> <td>H8 H9 L6</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">- · - · - · - · -</td> <td>ばねの作用により上下動しない部分に対する限界</td> <td>H10 L7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">·····</td> <td>砂まき管、排障器、ブレーキシューその他のものであってリムの幅を超えない部分に対する限界</td> <td>H11 L8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※寸法の単位はミリメートル</p>		限界項目		—————	基礎限界	H1 H2 H3 H12 L1 L2 L3 R1	- · - · - · - · -	折畳んだ場合の集電装置に対する限界	H4 H5 L4 L5 R2	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	作用した場合の集電装置における屋根上装置に対する限界	H7 L4 L5 R3	▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬	標識、標示灯、車側灯に対する限界	H8 H9 L6	- · - · - · - · -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L7	·····	砂まき管、排障器、ブレーキシューその他のものであってリムの幅を超えない部分に対する限界	H11 L8
	限界項目																																										
—————	基礎限界	H1 H2 H3 H12 L1 L2 L3 R1																																									
- · - · - · - · -	折畳んだ場合の集電装置に対する限界	H4 H5 L4 L5 R2																																									
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	集電装置が作用した場合の屋根上装置に対する限界	H7 L4 L5 R3																																									
▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬	標識、標示灯、車側灯に対する限界	H8 H9 L6																																									
- · - · - · - · -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L7																																									
·····	砂まき管、排障器、ブレーキシューその他のものであってリムの幅を超えない部分に対する限界	H11 L8																																									
	限界項目																																										
—————	基礎限界	H1 H2 H3 H12 L1 L2 L3 R1																																									
- · - · - · - · -	折畳んだ場合の集電装置に対する限界	H4 H5 L4 L5 R2																																									
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	作用した場合の集電装置における屋根上装置に対する限界	H7 L4 L5 R3																																									
▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬ ▬	標識、標示灯、車側灯に対する限界	H8 H9 L6																																									
- · - · - · - · -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L7																																									
·····	砂まき管、排障器、ブレーキシューその他のものであってリムの幅を超えない部分に対する限界	H11 L8																																									

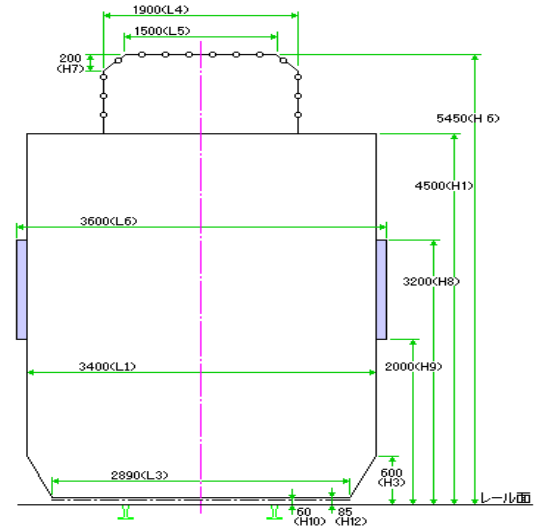
第4図 車両限界（新幹線）（第64条関係）



	限界項目	
——	基礎限界	H1 H3 H12 L1 L3
○-○-○-○	集電装置が作用した場合の屋根上装置に対する限界	H6 H7 L4 L5
▬	標識、標示灯、車測灯に対する限界	H8 H9 L6
- - - - -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L3
<p>砂まき管については、車輪のリム(タイヤのある車輪にあつてはタイヤ)の幅以内のものが車両の特性に応じてレール面上の40mmまでにある場合は車両限界を超えることができる。</p>		

2～4 (略)

第4図 車両限界（新幹線）（第64条関係）



	限界項目	
——	基礎限界	H1 H3 H12 L1 L3
○-○-○-○	作用した場合の集電装置における屋根上装置に対する限界	H6 H7 L4 L5
▬	標識、標示灯、車測灯に対する限界	H8 H9 L6
- - - - -	ばねの作用により上下動しない部分に対する限界	H10 L3
<p>砂まき管については、車輪のリム(タイヤのある車輪にあつてはタイヤ)の幅以内のものが車両の特性に応じてレール面上の40mmまでにある場合は車両限界を超えることができる。</p>		

2～4 (略)

Ⅷ-3 第67条（走行装置等）関係

1（略）

2 輪軸の配置及び輪軸の取付構造その他車両の各部の構造は、以下のとおりとする。

- (1) 走行する線区の最小半径の曲線を通過できること。
- (2) 操舵性を付けた輪軸を有する構造の車両にあつては、耐振性を有すること。
- (3) 分岐器、脱線防止レール、その他のガードレール等を損傷することなく通過できること。
- (4) 車両の固定軸距、車輪等の寸法は次の表のとおりとし、車輪が摩耗した場合においてもこれを満たすこと。ただし、車両及び軌道等の構造上容易に脱線しない場合は、この限りでない。

(単位 ミリメートル)

項目	普通鉄道				新幹線
	762	1067	1372	1435	1435
a 固定軸距	3050 以下	4570 以下			3500 以下
b 車輪の直径	400 以上	680 以上	680 以上	680 以上	730 以上
c 車輪のリムの幅	102 以上 127 以下	120 以上 150 以下	120 以上 150 以下	120 以上 150 以下	120 以上 135 以下
d 車輪のリム一对の内面距離	695 以上 700 以下	989 以上 994 以下	1296 以上 1301 以下	1359 以上 1364 以下	1358 以上 1363 以下
e フランジの高さ	22 以上 30 以下	25 以上 35 以下			25 以上 35 以下
f 車輪一对の中心線から車輪踏面までの距離	400	560	714	743	745

備考 1 新幹線においては、車輪一对の中心線からフランジ外面までの距離は 745mm の距離における車輪踏面から 10mm 下位において 704mm 以上 714mm 以下

備考 2 リニアモータ駆動地下鉄電車の車輪径は、新造時 610mm 以上 660mm 以下使用限度 570mm 以上

備考 3 a～f の詳細は次の図を参照

Ⅷ-3 第67条（走行装置等）関係

1（略）

2 輪軸の配置及び輪軸の取付構造その他車両の各部の構造は、以下のとおりとする。

- (1) 走行する線区の最小半径の曲線を通過できること。
- (2) 操舵性を付けた輪軸を有する構造の車両にあつては、耐振性を有すること。
- (3) 分岐器、脱線防止レール、その他のガードレール等を損傷することなく通過できること。
- (4) 車両の固定軸距、車輪等の寸法は次の表のとおりとし、車輪が摩耗した場合においてもこれを満たすこと。ただし、車両及び軌道等の構造上容易に脱線しない場合は、この限りでない。

(単位 ミリメートル)

項目	普通鉄道				新幹線
	762	1067	1372	1435	1435
a 固定軸距	3050 以下	4570 以下			3500 以下
b 車輪の直径	400 以上	680 以上	680 以上	680 以上	730 以上
c 車輪のリムの幅	102 以上 127 以下	120 以上 150 以下	120 以上 150 以下	120 以上 150 以下	120 以上 135 以下
d 車輪のリム一对の内面距離	695 以上 700 以下	989 以上 994 以下	1296 以上 1301 以下	1359 以上 1364 以下	1358 以上 1363 以下
e フランジの高さ	22 以上 30 以下	25 以上 35 以下			25 以上 35 以下

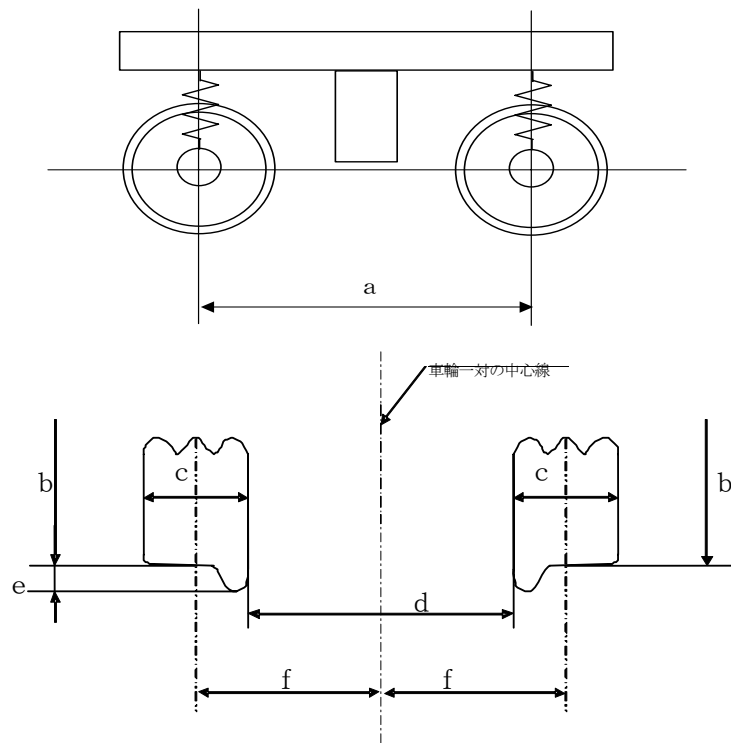
備考 1 新幹線の車輪の直径は、車輪一对の中心線から 745mm の距離における車輪踏面における数値

備考 2 新幹線のフランジの高さについては、車輪一对の中心線から 745mm の距離における車輪踏面から測った数値

備考 3 新幹線においては、車輪一对の中心線からフランジ外面までの距離は 745mm の距離における車輪踏面から 10mm 下位において 704mm 以上 714mm 以下

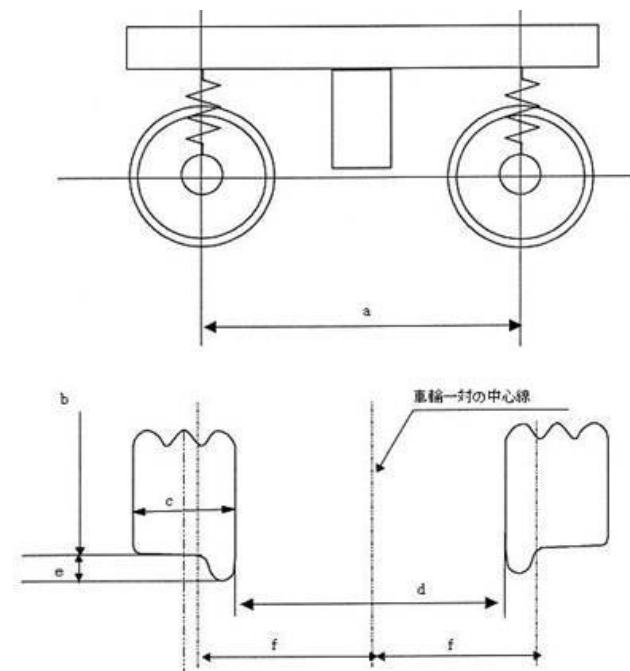
備考 4 リニアモータ駆動地下鉄電車の車輪径は、新造時 610mm 以上 660mm 以下使用限度 570mm 以上

備考 5 a～e の詳細は次の図を参照



- a : 固定軸距
- b : 車輪の直径
- c : 車輪のリムの幅
- d : 車輪のリム一对の内面距離
- e : フランジの高さ
- f : 車輪一对の中心線から車輪踏面までの距離

3 ~ 6 (略)



- a : 固定軸距
- b : 車輪の直径
- c : 車輪のリムの幅
- d : 車輪のリム一对の内面距離
- e : フランジの高さ
- f : 車輪一对の中心線からの車輪踏面までの距離

3 ~ 6 (略)

Ⅷー8 第72条（乗務員室の構造）関係

- 1 (略)
- 2 乗務員室の窓は、以下のとおりとする。
- (1) 運転室の前面には、運転に必要な視野を有する窓を設け、降雨時等にも視界を確保できるワイパ装置を設けること。
- (2) 窓には、運転される速度及び気象条件による風圧に耐え、小石及び鳥等の飛来物により損傷した場合においても運転者の視野が確保でき、かつ、容易に貫通されないガラス又はこれと同等以上の性能を有するものを取り付けること。この場合において、容易に貫通されないガラスとは、JIS R 3213（鉄道車両用安全ガラス）による合わせガラスをその適合の例とする。
- (3) 乗務員室の両側面には、運転に必要な窓を設けること。この場合において、車掌が用いる両側面（車両の片側に設けられた車掌室にあっては、当該側面。）の窓は、開閉ができること。
- 3～4 (略)

Ⅷー9 第73条（客室の構造）関係

- 1 客室の構造は、以下のとおりとする。
- (1) 窓は、以下のとおりとする。
- ① 外側に開くことができないこと。
- ② 開口部（旅客または係員が開くことができる部分。以下同じ。）の下縁の床面からの高さは次のとおりとする。
- (ア) 座席の側面又は背面窓 800mm 以上
- (イ) 通路に面する窓 1200mm 以上
- ③ 開口部の寸法（上縁と下縁の間の寸法。）は、次の表のとおりとする。

	床面からの高さ	開口部の寸法		
		一般車両	軌道中心間隔が狭い区間を運転する車両（備考1）	建築限界と車両限界の間隔が小さい区間を運転する車両（備考2）
座席の側面又は背面に接する窓	800mm 以上	制限なし	200mm 以下	150mm 以下
	1200mm 未満		ただし窓保護棒等のある場合は制限なし（備考3）	ただし窓保護棒等のある場合は250mm 以下（備考4）
	1200mm 以上	制限なし	制限なし	制限なし

Ⅷー8 第72条（乗務員室の構造）関係

- 1 (略)
- 2 乗務員室の窓は、以下のとおりとする。
- (1) 運転室の前面には、運転に必要な視野を有する窓を設け、降雨時等にも視界を確保できるワイパ装置を設けること。
- (2) 窓には、運転される速度及び気象条件による風圧に耐え、小石及び鳥等の飛来物により損傷した場合においても運転者の視野を確保でき、かつ、容易に貫通されないガラス又はこれと同等以上の性能を有するものを取り付けること。この場合において、容易に貫通されないガラスとはJIS R 3205 又はJIS R 3213による合わせガラスをその適合の例とする。
- (3) 乗務員室の両側面には、運転に必要な窓を設けること。この場合において、車掌が用いる両側面（車両の片側に設けられた車掌室にあっては、当該側面。）の窓は、開閉ができること。
- 3～4 (略)

Ⅷー9 第73条（客室の構造）関係

- 1 客室の構造は、以下のとおりとする。
- (1) 窓は、以下のとおりとする。
- ① 外側に開くことができないこと。
- ② 開口部（旅客または係員が開くことができる部分。以下同じ。）の下縁の床面からの高さは次のとおりとする。
- (ア) 座席の側面又は背面窓 800mm 以上
- (イ) 通路に面する窓 1200mm 以上
- ③ 開口部の寸法（上縁と下縁の間の寸法。）は、次の表のとおりとする。

	床面からの高さ	開口部の寸法		
		一般車両	軌道中心間隔が狭い区間を運転する車両（備考1）	建築限界と車両限界の間隔が小さい区間を運転する車両（備考2）
座席の側面又は背面に接する窓	800mm 以上	制限なし	200mm 以下	150mm 以下
	1200mm 未満		ただし窓保護棒等のある場合は制限なし（備考3）	ただし窓保護棒等のある場合は250mm 以下（備考4）
	1200mm 以上	制限なし	制限なし	制限なし

立席又は通路に接する窓	1200mm 以上 1400mm 未満	制限なし	200mm 以下 ただし窓保護棒等のある場合は制限なし (備考3)	150mm 以下 ただし窓保護棒等のある場合は250mm 以下 (備考4)
	1400mm 以上	制限なし	制限なし	制限なし

備考1 本線路の軌道中心間隔が車両限界の基礎限界の最大幅に600mmを加えた値未満の線区を運転する車両(車両(標識を除く。))の最大幅が本線路の軌道中心間隔より600mm減じた値以下の車両を除く。

備考2 建築限界と車両限界の基礎限界との間隔が側部において400mm未満の区間を運転する車両

備考3 窓保護棒(これに替わる設備を含む。以下同じ。)は、窓の外側に取り付け、かつ、その取付中心と開口部下縁との間隔を150mmから200mmの範囲とする。

備考4 窓保護棒は、窓の外側に取り付け、かつ、その取付中心と開口部下縁との間隔を100mmから150mmの範囲とする。

④ 窓ガラスは、安全ガラス又はこれと同等以上の性能を有すること。この場合の「安全ガラス」とは、JIS R 3213 (鉄道車両用安全ガラス) に適合する安全ガラスをその例とする。

2～7 (略)

立席又は通路に接する窓	1200mm 以上 1400mm 未満	制限なし	200mm 以下 ただし窓保護棒等のある場合は制限なし (備考3)	150mm 以下 ただし窓保護棒等のある場合は250mm 以下 (備考4)
	1400mm 以上	制限なし	制限なし	制限なし

備考1 本線路の軌道中心間隔が車両限界の基礎限界の最大幅に600mmを加えた値未満の線区を運転する車両(車両(標識を除く。))の最大幅が本線路の軌道中心間隔より600mm減じた値以下の車両を除く。

備考2 建築限界と車両限界の基礎限界との間隔が側部において400mm未満の区間を運転する車両

備考3 窓保護棒(これに替わる設備を含む。以下同じ。)は、窓の外側に取り付け、かつ、その取付中心と開口部下縁との間隔を150mmから200mmの範囲とする。

備考4 窓保護棒は、窓の外側に取り付け、かつ、その取付中心と開口部下縁との間隔を100mmから150mmの範囲とする。

④ 窓ガラスは、安全ガラス又はこれと同等以上の性能を有すること。この場合の「安全ガラス」とは、JIS R 3205 に適合する合わせガラス、JIS R 3206 に適合する強化ガラス又はJIS R 3213 に適合する安全ガラスをその例とする。

2～7 (略)